

四日市市告示第 426 号

四日市市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 8 月 1 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱の一部を改正する要綱
四日市市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱（昭和 5 5 年四日市市告示第 7 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者とし ないものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>助成を受けようとする日の属する 年度（受給資格の決定が4月から6 月までの場合については前年度）分 の地方税法（昭和25年法律第22 6号）第292条第1項第1号に規 定する均等割又は同項第2号に規定 する所得割が課されている者</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(助成額)</p> <p>第 3 条 <u>この事業の助成額は、四日市市 重度障害者タクシー乗車券（第 2 号様 式。以下「乗車券」という。）1 枚につ き 5 0 0 円</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の いずれかに該当する者は対象者とし ないものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>国民年金法施行令（昭和34年政 令第184号）第6条及び第6条の 2に基づき計算した所得（受給資格 の決定が4月から6月までの場合に あつては前年の所得を前々年の所得 と読み替える）が、同施行令第5条の 4に規定する政令で定める額を上回 る者</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(助成額)</p> <p>第 3 条 <u>この事業の助成額は、乗車 1 回 につき中型又は小型タクシーの初乗り 運賃相当額とし、初乗り運賃が 6 5 0 円を超える場</u></p>

とする。

(申請及び交付)

第4条 (略)

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、必要と認められた場合には、乗車券を1年度につき72枚交付するものとする。

3 (略)

(利用の方法)

第5条 (略)

2 (略)

3 利用者がタクシーに乗車した場合において、当該タクシー利用料金が500円に満たないときは、乗車券を利用することができない。

4 利用者は、タクシー利用料金が500円ごとに1枚利用することができ、乗車1回につき2枚を限度として利用することができる。

5 利用者は、乗車券を利用することができる限度を超えてタクシーを利用した場合には、利用した乗車券額を超えて発生したタクシー利用料金を支払わなければならない。

(利用できるタクシー)

第6条 利用者が利用できるタクシーは、次の各号のいずれかに該当するも

合は650円を限度とする。

(申請及び交付)

第4条 (略)

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、必要と認められた場合には、四日市市重度障害者タクシー乗車券(第2号様式。以下「乗車券」という。)を1年度につき72枚交付するものとする。

3 (略)

(利用の方法)

第5条 (略)

2 (略)

(利用できるタクシー)

第6条 利用者が利用できるタクシーは、次の各号のいずれかに該当するも

ので、市内に営業所を有し（市内に営業所がない場合であっても、県内の隣接市町に営業所を有する場合を含む。）、この事業の趣旨に賛同するもの（以下「協力機関」という。）のタクシーとする。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業について、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める許可を受けた者

(2) （略）

第8条 （略）

第9条 （略）

第10条 （略）

第11条 （略）

第12条 （略）

第13条 （略）

ので、市内に営業所を有し、この事業の趣旨に賛同するもの（以下「協力機関」という。）のタクシーとする。

(1) 四日市タクシー協会に加盟している者

(2) （略）

（乗車料金）

第8条 利用者が協力機関のタクシーに乗車した場合、利用者の負担額は、一乗車ごとにタクシー料金から初乗り運賃を控除した額とし、乗車券を添えて直接協力機関の乗務員に支払わなければならない。

第9条 （略）

第10条 （略）

第11条 （略）

第12条 （略）

第13条 （略）

第14条 （略）

第2号様式を次のように改める

第2号様式（第4条関係）

四日市市重度障害者タクシー乗車券

助 成 額	備 考
500円	

- ご利用は1乗車につき2枚で、本冊の裏表紙に記載したタクシー事業者に限ります。
- 乗務員の方へ

この乗車券の提出があったときは、乗車券金額を差し引いた乗車料金を受け取ってください。ただし、乗車料金が500円に満たない場合は、使用できません。

乗車年月日、区間等も乗務員がご記入ください。

乗 車 年 月 日	年 月 日
区 間	
乗 務 員 氏 名	
協 力 機 関 名	

四日市市長 印

有効期間 _____ ～ _____ 日まで

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和3年4月分として支給する助成金から適用し、同月分前に係る助成金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新要綱の規定によりタクシー料金助成を受けることができることとなる者に係る手当の支給に関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(健康福祉部障害福祉課)